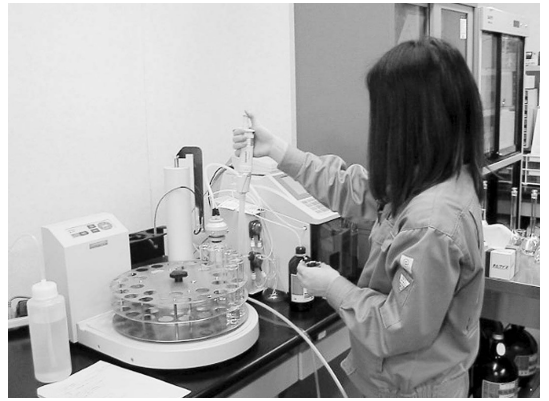


上下水道の広場



水質検査実施中!

平成28年度水質検査計画を策定しました

水質検査計画は、お客さまに、より安心して水道水をご利用いただくため、水源から浄水場、そして各家庭のじや口に至るまでの検査項目などを示したものです。毎年、新年度前に策定・公表しており、おもに次の内容を掲載しています。

- ▶基本方針▶水道事業の概要
- ▶原水の特徴および水道水の水質状況など
- ▶検査の項目・頻度・地点とその理由
- ▶水質検査方法▶臨時水質検査

平成28年度水質検査計画は、次の場所でご覧いただけます。また、平成26年度の水質検査結果をまとめた「水質年報」も併せてご覧いただけます。

- ▶お客様センター(川尻庁舎)▶各市民サービスセンター▶アルヴェ駅東サービスセンター▶市役所1階の資料閲覧コーナー▶ほくとライブラリー明徳館▶県立図書館
- ▶上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.jp/city/ws/>

◆ご意見を水質検査に反映します

水質検査計画と水質年報に対するご意見、ご要望をお寄せください。ご意見は計画策定の参考にさせていただきます。

〒010-1052

豊岩豊巻字上野164 浄水課水質管理室

☎(0220)14511 FAX(0220)9261

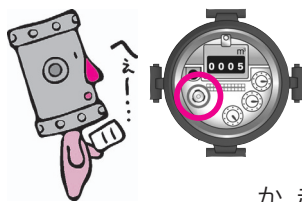
Eメール ro-wtpp@city.akita.jp

宅地内の漏水点検は定期的に行いましょう

宅地内で漏水が発生すると、漏水した水量分の水道料金・下水道使用料は、原則、お客さまの負担となります。定期的な漏水の点検をしましょう。

漏水の確認方法

- ① 屋内と屋外のすべてのじや口を閉める
- ② 水道メーターのパイロツト部分(左図の赤丸部分)が回転しているか確認する



*じや口を閉めてもパイロツトが回転している場合は、漏水の可能性がります。不安を感じたら、お客様センターへお問い合わせください。

◆有効期間満了となる水道メーターの取り替え作業を実施します

各ご家庭や事業所などに設置されている水道メーターは、使用有効期間が8年間で法律で定められています。

上下水道局では、期間満了を迎える水道メーターの取り替え作業を無料で行っており、3月、4月の水道メーター検針時に、その対象世帯へ、お知らせ票で通知します。

取り替え作業▶4月上旬〜12月下旬に、上下水道局が委託した「秋田市指定給水装置工事事業者」が身分証明書を持って訪問し作業を行いますので、ご協力願います

問▶お客様センター ☎(0220)8431

貯水槽を直結給水へ切り替えませんか

10階程度の建物のうち、共同住宅や事務所ビルについては、貯水槽を経由せずに配水管から直接水をお届けできる直結給水をお勧めしています。

ただし、配管の更新やメーター口径の変更などが必要な場合がありますので、建物の所有者や管理者のかたは、事前に給排水課へご相談ください。

◆貯水槽は適正に管理しましょう

マンションやビルなどの高い建物に設置されている貯水槽の維持管理は、建物の所有者や管理者が行うことになっていきます。建物の利用者へ安全な水を提供できるよう、適正に管理しましょう。

管理のポイント!

- ・ 専門業者による貯水槽内部の清掃を、1年に1回以上行いましょう
- ・ 専門業者による水質検査を、1年に1回以上行いましょう
- ・ 専門機関による管理状況の検査を、1年に1回以上受けましょう

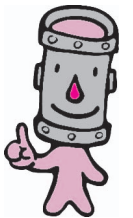
問▶給排水課 ☎(0220)8432





きれいな水環境を 次の世代へ

市で浄化槽を 設置します

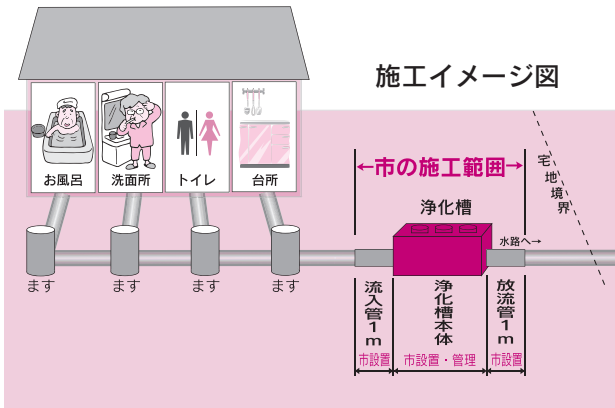


「市設置型浄化槽」の対象は、公共下水道や農業集落排水の処理区域になっていない地区にある、一戸建てや共同住宅です。浄化槽の維持管理も市が行います。イメージ図は左のとおり。

市設置型浄化槽を利用するかたの負担

- ① 浄化槽本体の設置分担金。金額は、設置する人槽(※)によつて異なります
- ② 浄化槽本体以外の排水設備・トイレ改造工事費用
- ③ 使用料Ⅱ基本使用料月額1千20円＋従量使用料＋消費税相当額
- ④ 浄化槽の運転に要する電気代

問▼下水道整備課 ☎(864)1455



※人槽＝浄化槽の大きさの目安。建物の延床面積や使用予定人員などにより決まります。

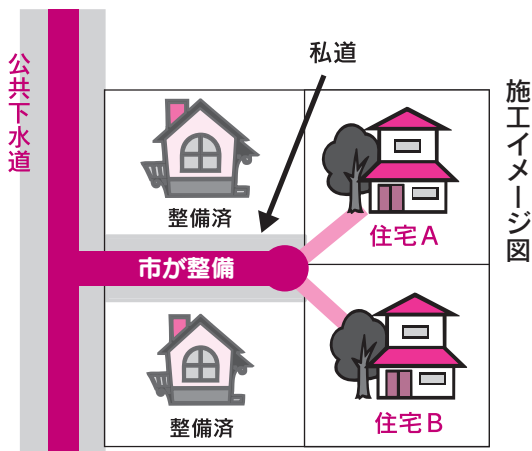
要件によって、私道へ公共 下水道を整備します

公共下水道の事業計画区域内の私道で、次の要件を満たしている場合は、申請により市が公共下水道を設置します。

整備を行うための要件

- ・公共下水道が設置されている道路に接続されている
- ・幅員が1.8以上ある
- ・所有者の異なる家屋が2棟以上ある
- ・私道敷設の所有者、その他の権利者全員が公共下水道の設置を了承している
- ・私道沿線の受益者全員(左図の場合はAとB)が、受益者負担金の納付に同意している

問▼下水道整備課 ☎(864)1455



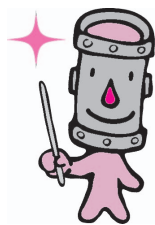
公共下水道へ接続する際の 融資あっせん・助成金制度

上下水道局では、公共下水道などへ早期に接続していただけるよう、一般住宅・貸家などに対し、融資あっせん・助成金制度を設けています。

一般住宅の融資限度額は70万円までで、償還は70回以内。助成金は、融資あっせん制度を利用しないかたが対象で、金額は、供用開始から3年以内は4万円、3年を超過した場合は2万円です。

公共下水道などが使えるようになったら、この制度を活用して、速やかに水洗化の工事を行い、衛生的で快適な生活を送りましょう。

問▼給排水課 ☎(823)8432



上下水道の広場では、ご意見・ご感想・ご質問などをお待ちしています。

また、水道と下水道に関するさまざまな情報を、上下水道局ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください！

◆宛先

〒010-0945 川尻みよし町14-8
上下水道局総務課経営企画係
☎(823)8434 FAX(824)7414
Eメール ro-wtmn@city.akita.akita.jp
ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws/>